

だい 6 き いとまんししょうがいふくしけいかく
第6期糸満市障害福祉計画

だい 2 き いとまんししょうがいじふくしけいかく
第2期糸満市障害児福祉計画



れいわ ねん がつ
令和3年3月
いとまんし
糸満市



目次

1	計画の策定に当たって	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の位置付け・他の計画との関係	1
	(3) 計画の基本理念	1
	(4) 計画の期間	2
	(5) 障害者等の現状	2
2	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況	4
	第5期障がい福祉計画の進捗状況	4
	(1) 成果目標	4
	(2) 自立支援給付等サービス	5
	(3) 地域生活支援事業	7
	第1期障がい児福祉計画の進捗状況	9
	(1) 成果目標	9
	(2) 障害児通所支援	10
3	令和5年度までに達成すべき目標	12
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	12
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	13
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	14
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	15
	(6) 相談支援体制の充実・強化等	15
	(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み	16
4	障害福祉サービス等の見込み	18
	(1) 障害福祉サービス等	18
	(2) 地域生活支援事業	20
5	計画の推進に向けて	23
	(1) 地域ネットワークの構築	23
	(2) 計画の達成状況の点検及び評価の方法	23
	資料「計画策定の経緯等」	24

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

糸満市障害福祉計画と糸満市障害児福祉計画(以下、「本計画」という。)は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するため、必要な障害福祉サービス等の基盤整備に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

(2) 計画の位置付け・他の計画との関係

ア 位置付け

糸満市障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)第88条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされた計画です。

糸満市障害児福祉計画は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づき、障害児通所支援や障害児相談支援の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものとされた計画です。

本計画は、障害者総合支援法第88条第6項と児童福祉法第33条の20第6項の規定により一体のものとして作成できるものとされています。

なお、持続可能な開発目標(SDGs)は、国際社会における目標ですが、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するには、地方自治体の取り組みが不可欠です。

本計画の達成すべき目標を推進することが、SDGsの目標へとつながっていきます。

イ 他の計画との関係

本計画は、本市の障害施策の基本的方向を示す指針である「糸満市障害者計画」と整合性が図られたものとします。また、糸満市総合計画の個別計画とし、その他関連する地域福祉計画や各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとします。

(3) 計画の基本理念

障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける
共生社会を実現できるまち

本計画の基本理念は、「糸満市第4次障がい者計画」と共通とします。この基本理念と、基本理念の考え方「市民の多様性への理解」、「障がい者の生きる力の発揮」、「質の高い生活の実現」を踏まえつつ、本計画を策定します。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお、計画期間中において、法制度の改正や社会的情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

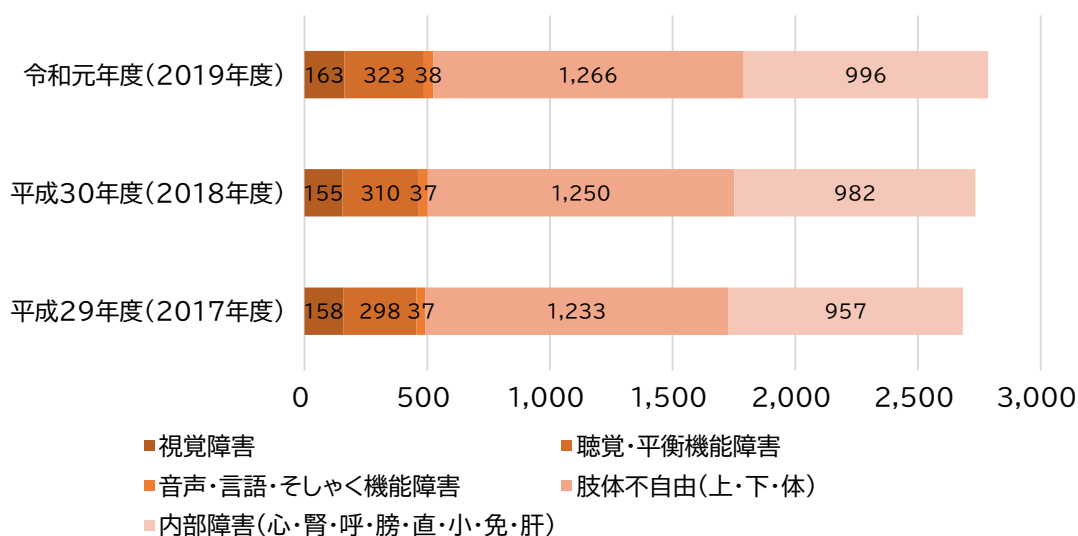
平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いとまんしだい ししょう しゃけいかく (障害者基本法) だい きしろう だいくしけいかく (障害者総合支援法) だい きしろう だいくしけいかく (障害者総合支援法) だい きしろう だいくしけいかく (児童福祉法) だい きしろう だいくしけいかく (児童福祉法)					

(5) 障害者等の現状

ア 身体障害者手帳所持者数の推移

令和元年度の身体障害者手帳の所持者数は、2,786人となっています。全ての障害種別の手帳所持者数が増加しています。

(単位:人)

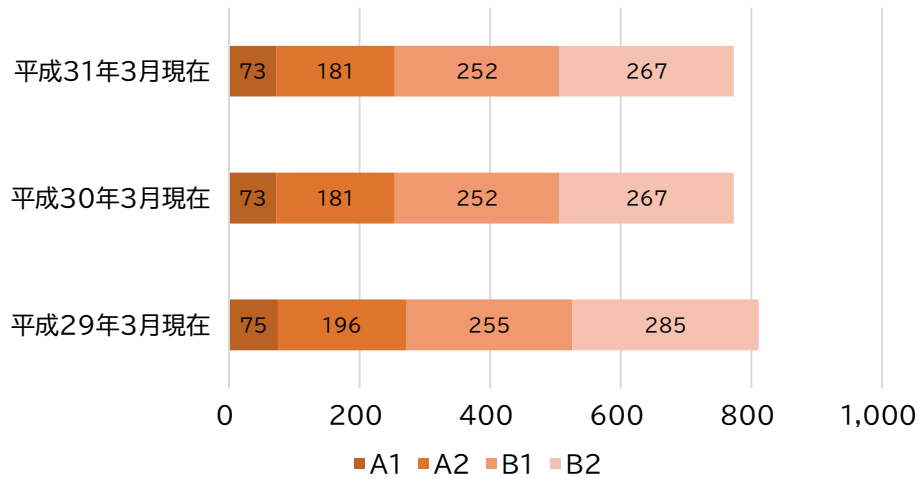


出典: 沖縄県身体障害者更生相談所事業概要

イ 療育手帳所持者数の推移

平成31年3月現在の療育手帳の交付状況は、811人となっています。

(単位:人)

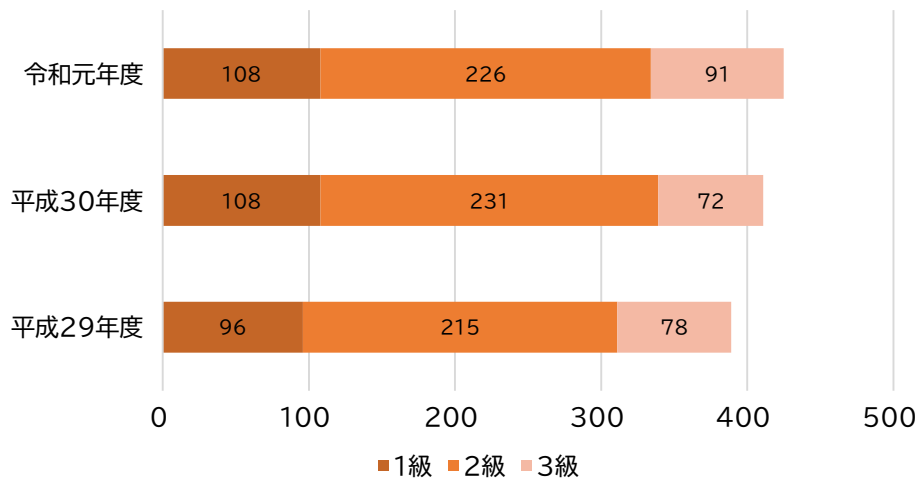


出典:沖縄県知的障害者更生相談所

ウ 精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移

令和元年度の精神障害者保健福祉手帳の交付状況は、425人となっています。障害等級別では、3級の手帳所持者数が増加しています。

(単位:人)



出典:沖縄県南部保健所

2 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況

●第5期障がい福祉計画の進捗状況

(1)成果目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	平成28年度	令和2年度	
		見込量	実績
福祉施設の入所者数	105人	101人	98人
削減見込目標値	4人	4人	7人

平成28年度末の入所者数105人に対し、令和2年度末の見込量を 101人と設定したところ、実績は 98人で見込量を上回りました。

イ 福祉施設から一般就労への移行者数等

項目	平成28年度 (平成27年度)	令和2年度	
		見込量	実績
①福祉施設から一般就労への移行者数	5人	8人	20人
②就労移行支援の利用者数	26人	30人	16人
③糸満市内の就労移行支援事業所数	4箇所	4箇所	7箇所
④糸満市内の就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	0箇所	1箇所	1箇所
⑤令和2年度の就労定着支援開始時点における就労定着支援利用見込者数	2人	2人	3人
⑥令和2年度の就労定着支援の開始から1年後(年度末)における職場定着人数	1人	1人	1人

①平成28年度の一般就労への移行者数5人に対し、令和2年度の見込量を8人と設定したところ、実績は 20人で見込量を上回りました。

②平成28年度末の就労移行支援の利用者数26人に対し、令和2年度末の見込量を 30人と設定したところ、実績は 16人で見込量に達しませんでした。

③平成27年度末の就労移行支援事業所数4箇所に対し、令和2年末の見込量を4箇所と設定したところ、実績は 7箇所で見込量を上回りました。

④平成27年度末の就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数0箇所に対し、令和2年末の見込量を1箇所と設定したところ、実績は1箇所で見込量どおりとなりました。

⑤令和2年度の就労定着支援開始時点における就労定着支援利用見込者数を2人と設定したところ、実績は 3人で見込量を上回りました。

⑥令和2年度の就労定着支援の開始から1年後(年度末)における職場定着人数を1人と設定したところ、実績

は1人で見込量どおりとなりました。

ウ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

事項	設置方法		具体的内容	
	見込	実績	見込	実績
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	単独設置	平成30年	平成30年
設置方法の詳細	既存組織活用	既存組織活用	系満市地域自立支援協議「居住・地域移行部会」を活用する。	系満市地域自立支援協議「居住・地域移行部会」を活用する。

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置や、設置方法の詳細について、見込みどおり平成30年に既存の系満市地域自立支援協議会の専門部会「居住・地域移行部会」を協議の場として設置しました。

(2) 自立支援給付等サービス

ア 訪問系サービス

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	計画値(人/月)	86	89	92
	実績値(人/月)	93	98	95
	計画値(時間/月)	1,028	1,064	1,100
	実績値(時間/月)	1,119	1,159	1,099
重度訪問介護	計画値(人/月)	4	5	5
	実績値(人/月)	4	4	5
	計画値(時間/月)	724	905	905
	実績値(時間/月)	648	588	644
行動援護	計画値(人/月)	8	9	9
	実績値(人/月)	7	6	5
	計画値(時間/月)	73	82	82
	実績値(時間/月)	102	73	73
同行援護	計画値(人/月)	16	17	17
	実績値(人/月)	17	16	14
	計画値(時間/月)	416	441	441
	実績値(時間/月)	454	451	371
重度障害者等包括支援	計画値(人/月)	0	0	0
	実績値(人/月)	0	0	0
	計画値(時間/月)	0	0	0
	実績値(時間/月)	0	0	0

各訪問系サービスの利用者数、利用量ともに計画値に達している(上回っている)実績もあれば、達していない実績もありました。同行援護の利用量は、平成30年度、令和元年度ともに計画値を上回っていますが、令和2年度は計画値に達していません。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により外出の機会が減少したことも要因として考えられます。

イ 日中活動系サービス

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	計画値(人/月)	174	177	180
	実績値(時間/月)	149	155	155
	計画値(人/月)	3,155	3,210	3,264
	実績値(時間/月)	3,087	3,218	3,106
自立訓練 (機能訓練)	計画値(人/月)	6	6	6
	実績値(時間/月)	6	5	5
	計画値(人/月)	93	93	93
	実績値(時間/月)	113	93	85
自立訓練 (生活訓練)	計画値(人/月)	14	15	15
	実績値(時間/月)	10	9	8
	計画値(人/月)	226	242	242
	実績値(時間/月)	172	145	124
就労移行支援	計画値(人/月)	24	27	30
	実績値(時間/月)	24	21	23
	計画値(人/月)	398	447	497
	実績値(時間/月)	380	393	426
就労継続支援A型	計画値(人/月)	96	98	100
	実績値(時間/月)	87	94	89
	計画値(人/月)	1,743	1,780	1,816
	実績値(時間/月)	1,706	1,890	1,784
就労継続支援B型	計画値(人/月)	217	222	227
	実績値(時間/月)	260	281	278
	計画値(人/月)	4,006	4,099	4,191
	実績値(時間/月)	4,476	5,087	4,811
就労定着支援	計画値(人/月)	0	2	2
	実績値(時間/月)	2	2	1
療養介護	計画値(人/月)	28	28	28
	実績値(時間/月)	28	27	27
短期入所 (ショートステイ)	計画値(人/月)	29	32	34
	実績値(時間/月)	31	23	15

	計画値(人/月)	173	188	200
	実績値(時間/月)	186	177	102

各日中活動系サービスの利用者数、利用量ともに計画値に達している(上回っている)実績もあれば、達していない実績もありました。就労継続支援B型の利用者数、利用量については、他の日中活動系サービスと比較して増加率が高く、今後も需要の高まりが予測されます。短期入所の令和2年度の実績は計画値に達していません。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の受入停止があったことも要因として考えられます。

ウ 居住系サービス

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	計画値(人/月)	0	2	2
	実績値(時間/月)	0	0	0
共同生活援助	計画値(人/月)	60	61	67
	実績値(時間/月)	62	58	58
施設入所支援	計画値(人/月)	105	103	101
	実績値(時間/月)	95	98	98

自立生活援助は、令和元年度、令和2年度は計画値に達しませんでした。共同生活援助は、平成30年度は計画値に達しましたが、令和元年度、令和2年度は計画値に達しませんでした。

エ 相談支援

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画値(人/月)	122	124	126
	実績値(時間/月)	168	208	151
地域移行支援	計画値(人/月)	1	1	1
	実績値(時間/月)	0	0	0
地域定着支援	計画値(人/月)	0	1	2
	実績値(時間/月)	0	0	0

計画相談支援は、各年度計画値を上回りました。これは、各種サービスの利用者の増加が主な要因として考えられます。地域移行支援、地域定着支援は、実績がありませんでした。

(2)地域生活支援事業

ア 必須事業

サービス名	単位等	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	方針	実施	実施	実施
	実績	未実施	未実施	未実施
自発的活動支援事業	方針	実施	実施	実施
	実績	未実施	未実施	未実施
相談支援事業	計画値(実施箇所数)	1	2	2

(①障害者相談支援事業)	実績値(実施箇所数)	1	1	1
相談支援事業	方針	実施	実施	実施
(②基幹相談支援センター 等機能強化事業)	実績	実施	実施	実施
相談支援事業	計画値(実施箇所数)	1	1	1
(住宅入居等支援事業)	実績値(実施箇所数)	1	1	1
	計画値(実利用人数/年)	3	4	4
	実績値(実利用人数/年)	6	2	3
成年後見制度利用支援 事業	計画値(実利用人数/年)	3	4	4
	実績値(実利用人数/年)	3	3	3
成年後見制度法人後見 支援事業	計画値(実施箇所数)	0	0	1
	実績値(実施箇所数)	0	0	0
	計画値(実利用人数/年)	0	0	2
	実績値(実利用人数/年)	0	0	0
意思疎通支援事業 (①手話通訳者・要約筆 記者派遣事業)	計画値(実利用人数/年)	155	155	155
	実績値(実利用人数/年)	128	107	90
意思疎通支援事業 (②手話通訳者・設置 事業)	計画値(実施箇所数)	1	1	1
	実績値(実施箇所数)	1	1	1
日常生活用具等給付事業 (①介護・訓練支援用具)	計画値(実利用人数/年)	6	6	7
	実績値(実利用人数/年)	4	1	14
日常生活用具等給付事業 (②自立生活支援用具)	計画値(実利用人数/年)	9	9	10
	実績値(実利用人数/年)	22	13	22
日常生活用具等給付事業 (③在宅療養等支援用具)	計画値(実利用人数/年)	14	14	15
	実績値(実利用人数/年)	9	7	6
日常生活用具等給付事業 (④情報・意思疎通支援 用具)	計画値(実利用人数/年)	7	7	8
	実績値(実利用人数/年)	7	5	2
日常生活用具等給付事業 (⑤排泄管理支援用具)	計画値(実利用人数/年)	856	862	868
	実績値(実利用人数/年)	791	886	660
日常生活用具等給付事業 (⑥居住生活動作補助 用具(住宅改修費))	計画値(実利用人数/年)	2	2	3
	実績値(実利用人数/年)	2	1	2
手話奉仕員養成研修事業	計画値(修了見込者数/年)	15	15	20
	実績値(修了見込者数/年)	3	18	12
移動支援事業	計画値(実利用人数/年)	25	25	30

	実績値(実利用人数/年)	33	44	45
	計画値(延利用時間/年)	1,600	1,600	1,700
	実績値(延利用時間/年)	2,001	3,110	3,110
地域活動支援センター	計画値(実施箇所数)	1	1	1
	実績値(実施箇所数)	1	1	1
	計画値(実利用人数/年)	325	325	325
	実績値(実利用人数/年)	97	103	100

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業は、実施できませんでした。意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)は、計画値に達しませんでした。日常生活用具等給付事業は、計画値に達している(上回っている)実績もあれば、達していない実績もありました。手話奉仕員養成研修事業は、平成30年度、令和2年度は、計画値に達しませんでした。移動支援事業は、実利用人数、延べ利用時間ともに計画値を上回りました。これは、事業の周知が図られた他、指定事業所が増加したことで利用しやすくなったこと等が要因として考えられます。また、その他の地域生活支援事業と比較して増加率が高く、今後も需要の高まりが予測されます。

●第1期障がい児福祉計画の進捗状況

(1)成果目標

ア 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所	計画値(見込者数)	19	21	23
	実績値	25	26	23
認定こども園	計画値(見込者数)	38	42	46
	実績値	53	78	72
放課後児童健全育成事業	計画値(見込者数)	12	14	16
	実績値	19	29	40
幼稚園	計画値(見込者数)	1	0	0
	実績値	0	0	0

保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業ともに計画値に達し(上回り)ました。特に認定こども園と放課後児童健全育成事業は、計画値に対して実績が大きく上回り、子ども・子育て支援等の提供体制の整備が図られているものと考えられます。幼稚園は、実績がありませんでした。

イ 障害児支援の提供体制の整備等

項目	設置・確保方法		設置・構築・確保時期	
	見込	実績	見込	実績
児童発達支援センターの設置	単独設置	単独設置	平成30年	平成30年

保育園等訪問支援を利用できる体制の構築	—	—	平成30年	平成30年
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	単独確保	平成30年	平成30年
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	単独設置	平成30年	平成30年

児童発達支援センターの設置、保育園等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置について、見込みどおり平成30年に設置・構築・確保しました。

(2) 障害児通所支援

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	計画値(人/月)	63	68	73
	実績値(人/月)	87	97	66
	計画値(人/月)	766	827	887
	実績値(人/月)	1,052	1,069	692
医療型児童発達支援	計画値(人/月)	4	5	5
	実績値(人/月)	3	0	0
	計画値(人/月)	46	58	58
	実績値(人/月)	44	0	0
放課後等デイサービス	計画値(人/月)	180	185	190
	実績値(人/月)	211	253	272
	計画値(人/月)	2,991	3,074	3,157
	実績値(人/月)	3,370	3,913	3,939
保育園等訪問支援	計画値(人/月)	2	4	6
	実績値(人/月)	0	0	1
	計画値(人/月)	0	0	0
	実績値(人/月)	0	0	3
居宅訪問型児童発達支援	計画値(人/月)	0	0	2
	実績値(人/月)	0	0	0
	計画値(人/月)	0	0	0
	実績値(人/月)	0	0	0
障害児相談支援	計画値(人/月)	50	52	54
	実績値(人/月)	83	80	81

医療的ケア児等コーディネーター	計画値(人)	0	0	1
	実績値(人)	0	3	3

児童発達支援は、平成30年度、令和元年度は計画値を上回っていますが、令和2年度は計画値に達しませんでした。放課後等デイサービスは、利用者数、利用日ともに計画値を上回りました。これは、サービスの周知が図られた他、関係機関の連携による早期発見、早期療育が図られたこと等が要因として考えられます。また、障害児通所支援はその他のサービスと比較して増加率が高く、今後も需要の高まりが予測されます。障害児相談支援事業は、各年度計画値を上回りました。これは、各種サービスの利用者の増加が主な要因として考えられます。医療的ケア児等コーディネーターは、令和2年度までに1人配置する計画でしたが、令和元年度に3人配置し、計画値を上回りました。

3 令和5年度までに達成すべき目標

障害のある人の自立支援に向け、地域生活への移行や就労支援、障害児支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定します。

また、数値目標の設定に当たっては、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう、第5期障害児福祉計画、第1期障害児福祉計画の実績や地域の実情を踏まえて設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 目標の設定

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

項目	目標値	考え方
令和5年度までの地域移行 目標数	6人	令和元年度末時点の施設入所者数(98人)の6%を目標値とします。
令和5年度までの施設 入所者削減数	3人	令和元年度末時点の施設入所者数(98人)の3%とします。

イ 達成に向けた取り組み

- 県と連携して、グループホーム等の質及び量の充実に努めます。
- 日中活動(地域活動支援センター等)の場の充実に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援の利用促進を図ります。
- 住宅改修等に係る事業を実施します。
- 障害のある人の地域生活への移行には、地域社会の理解が必要となることから、障害のある人への理解の普及、啓発に努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 目標の設定

項目	目標値			考え方
	令和3年	令和4年	令和5年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の 場の開催回数	4回	4回	4回	糸満市地域自立支援協議会 「相談部会」を協議の場として 設定し、年4回開催します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	20人	20人	20人	医療(精神科病院)、福祉(指定特定相談支援事業者等)の関係者20人が参加します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	年4回開催する協議の場において、そのうち1回は目標設定及び当該目標に係る評価を実施します。

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

ア 目標の設定

国の基本指針では、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に 係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。今後、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

本市では、国の基本指針を踏まえ、次のとおり目標値等を設定します。

事項	整備区域	設置時期	整備手法
地域生活支援拠点等の整備	単独設置	令和5年	面的整備型

※「整備区域」の「単独設置」とは、糸満市内のみで必要な機能を確保することを意味します。「整備手法」の「面的整備型」とは、糸満市内の複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法のことを意味します。

事項	回数 (令和5年)	考え方
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	1回	地域生活支援拠点等の機能の充実

イ 達成に向けた取り組み

- 地域生活支援拠点等の整備に向けて、糸満市地域自立支援協議会の専門部会「居住・地域移行部会」において検討課題として位置付け、具体的な取り組みを進めます。
- 地域生活支援拠点等の5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)のうち、本市では、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」を先行して整備するための取り組みを進めます。
- 地域生活支援拠点等の整備後は、糸満市地域自立支援協議会の専門部会「居住・地域移行部会」において、機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討を行います。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、令和5年度中に一般就労への移行者数が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型について、令和5年度中に一般就労に移行する利用者の目標値を設定することとしています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

事項	目標値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	①就労移行支援	令和5年度中の一般就労への移行者数が、令和元年度の実績(3人)の1.3倍以上となるよう設定します。
	②就労継続支援A型	令和5年度中の一般就労への移行者数が、令和元年度の実績(5人)の1.26倍以上となるよう設定します。
	③就労継続支援B型	令和5年度中の一般就労への移行者数が、令和元年度の実績(2人)の1.23倍以上となるよう設定します。
	ばい計	令和5年度中の①から③の一般就労への移行者数が、令和元年度の実績(11人※自立訓練から一般就労した1人を含む。)の1.27倍以上となるよう設定します。
就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率	就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用するものとして設定します。
	就労移行率が8割以上の就労支援事業所数	令和5年度末における就労移行率が8割以上の就労支援事業所数(市内の就労定着支援事業所数)として設定します。

イ 達成に向けた取り組み

- ・ ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携を強化し、企業に対して雇用安定のための支援の周知や障害者雇用について一層の理解と協力を求めます。
- ・ 「糸満市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」と整合を図りながら、障害者就労支援施設の受注機会の拡大に努め、工賃の向上に努めます。
- ・ 就労移行率が8割以上の就労支援事業所について、市ホームページ等で公表します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに各市町村少なくとも1箇所以上設置すること、また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。

その他、令和5年度末までに、重症心身障害児が地域で支援を受けられるよう主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等でサービス事業所を各市町村に1箇所以上確保すること、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、次のとおり目標値等を設定します。

事項	目標値			考え方
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	1箇所設置			国の基本指針で示されている児童発達支援センターの1箇所以上の設置について、市では既に1箇所設置しているため、サービス提供体制を維持します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所で利用できる体制を構築			国の基本指針で示されている保育所等訪問支援が利用できる体制の構築について、市では既に1箇所で利用できる体制を構築しているため、サービス提供体制を維持します。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所の確保	2箇所確保			国の基本指針で示されている事業所の確保について、市では既に2箇所の事業所を確保しているため、サービス提供体制を維持します。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	既存組織を活用して設置			国の基本指針で示されている協議の場の設置について、市では既に糸満市地域自立支援協議会の専門部会「子ども・療育部会」と「あつまれIKEAの森」を協議の場として設置しています。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和3年	令和4年	令和5年	国の基本指針で示されているコーディネーターの配置について、市では既に令和元年度に3人配置しており、令和3年以降、各年3人ずつ配置します。
	6人	9人	12人	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することとしています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

事項	目標値	考え方
①総合的・専門的な相談支援の実施 (総合的・専門的な相談支援の実施見込箇所数)	1箇所	国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化等の取り組みを実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討するとされていることから、令和5年度に基幹相談支援センターを設置し、取り組みを実施します。
②地域の相談支援体制の強化(地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数)	2件	令和5年度に設置する基幹相談支援センターが市内相談支援事業所に対し、訪問等により専門的な指導・助言を行います。
②地域の相談支援体制の強化(地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数)	2件	令和5年度に設置する基幹相談支援センターが市内相談支援事業所に対し、人材育成に係る支援を行います。
②地域の相談支援体制の強化(地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数)	12回	令和5年度に設置する基幹相談支援センターが主体となり、市内の相談機関が参加する系満市地域自立支援協議会の専門部会「相談部会」において、地域の相談機関との連携強化の取り組みを行います。

(7)障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

国の基本指針では、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、市町村職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要であり、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することとしています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

事項	目標値			考え方
①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み(都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数)	令和3年	令和4年	令和5年	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等において、各年3人の職員が参加することとします。
	3人	3人	3人	
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や	—	—	○	システム事業者等と連携し、審査結果を共有する体制を構築します。

かんけいじちたいとう きょうゆう たいせい こうちく 関係自治体等と共有する体制の構築)				
②しょうがいしゃじりつしえんしんさしはらいとう 障害者自立支援審査支払等システムによ る審査結果の共有(障害者自立支援審査 支払等システム等による審査結果を分析 してその結果を活用し、事業所や関係 自治体等との共有実施回数(年間回数))	—	—	3かい 回	じぎょうしょとう しょうがいしゃじりつ 事業所等と障害者自立 支援審査支払等システムに よる審査結果の分析、その 結果の活用を3回として 設定します。

4 障害福祉サービス等の見込み

本市では、障害福祉サービス等について、次のとおり見込量を設定します。（※利用者数・利用量の見込量は、各年度ともに3月サービス提供月のものとして設定しています。）

(1) 障害福祉サービス等

サービス名	活動指標	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	見込量の算出根拠等
居宅介護 (乗降介助除く)	利用者数	102人	109人	116人	利用実績や伸び率を基に、施設入所や長期入院から地域生活への移行者数等を勘案して設定します。
	利用量	1,117時間	1,135時間	1,153時間	
重度訪問介護	利用者数	6人	6人	7人	
	利用量	773時間	773時間	902時間	
行動援護	利用者数	7人	7人	7人	
	利用量	88時間	88時間	88時間	
同行援護	利用者数	17人	17人	17人	県内に指定事業所はありません。
	利用量	455時間	455時間	455時間	
重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人	0人	利用実績を基に、特別支援学校の卒業生数、施設入所や長期入院から地域生活への移行者数等を勘案して設定します。
	利用量	0時間	0時間	0時間	
生活介護	利用者数	157人	159人	161人	利用実績を基に、特別支援学校の卒業生数、施設入所や長期入院から地域生活への移行者数等を勘案して設定します。
	利用量	3,106日	3,186日	3,226日	
自立訓練(機能訓練)	利用者数	6人	6人	6人	
	利用量	114日	114日	114日	
自立訓練(生活訓練)	利用者数	11人	11人	11人	
	利用量	186日	186日	186日	
就労移行支援	利用者数	22人	22人	22人	
	利用量	385日	385日	385日	
就労継続支援A型	利用者数	90人	91人	92人	
	利用量	1,804日	1,824日	1,844日	
就労継続支援B型	利用者数	293人	308人	324人	
	利用量	5,049日	5,287日	5,525日	
就労定着支援	利用者数	3人	6人	10人	
短期入所(福祉型)	利用者数	28人	28人	32人	利用実績を基に、利用ニーズを勘案して設定します。
	利用量	177日	177日	201日	
短期入所(医療型)	利用者数	3人	3人	3人	
	利用量	9日	9日	9日	
療養介護	利用者数	28人	28人	28人	利用実績を基に設定

					します。
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	りようしゃすう 利用者数	0人	0人	0人	りようみこ 利用見込みなし。
きやうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(GH)	りようしゃすう 利用者数	61人	63人	65人	利用実績を基に、 利用ニーズ、施設 入所や長期入院か ら地域生活への 移行者数等を勘案し て設定します。
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	りようしゃすう 利用者数	97人	96人	95人	利用実績を基に施設 入所者の地域生活へ の移行者数等を勘案 して設定します。
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	りようしゃすう 利用者数	194人	205人	217人	利用実績や伸び率を 基に、サービス等の 利用者数の増大等を 勘案して設定します。
ちいきいこうしえん 地域移行支援 (うち精神障害者)	りようしゃすう 利用者数	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	施設入所や長期 入院から地域生活へ の移行者数等を勘案 して設定します。
ちいきていぢやくしえん 地域定着支援 (うち精神障害者)	りようしゃすう 利用者数	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	
じどうはつたつしえん 児童発達支援	りようしゃすう 利用者数	95人	106人	117人	利用実績や伸び率を 基に、利用ニーズの 増大等を勘案して 設定します。
	りようりよう 利用量	1,121日	1,242日	1,363日	
いりやうがたじどうはつたつしえん 医療型児童発達支援	りようしゃすう 利用者数	2人	2人	2人	利用ニーズを基に 設定します。
	りようりよう 利用量	30日	30日	30日	
ほうかごとう 放課後等デイサービス	りようしゃすう 利用者数	308人	344人	380人	利用実績や伸び率を 基に、利用ニーズの 増大等を勘案して 設定します。
	りようりよう 利用量	4,312日	4,816日	5,320日	
ほいくしよとうほうちんしえん 保育所等訪問支援	りようしゃすう 利用者数	2人	2人	2人	利用ニーズを基に 設定します。
	りようりよう 利用量	6日	6日	6日	
きやたくほうちんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援	りようしゃすう 利用者数	0人	0人	0人	りようみこ 利用見込みなし。
しょうがいしやうだんしえん 障害児相談支援	りようしゃすう 利用者数	82人	83人	84人	利用実績や伸び率を 基に、サービス等の 利用者数の増大等を 勘案して設定します。

(2)地域生活支援事業

ア 地域生活支援事業

事業名		令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	実施に関する考え方	
①理解促進研修・啓発事業	実施見込箇所数	—	—	1箇所	令和5年度に社会福祉法人等が実施する事業に対して補助する計画とします。	
	実利用見込者数	—	—	10人		
②自発的活動支援事業	実施見込箇所数	—	—	1箇所	令和5年度に社会福祉法人等が実施する事業に対して補助する計画とします。	
	実利用見込者数	—	—	10人		
③相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	実施見込箇所数	1箇所	1箇所	2箇所	令和5年度に2箇所で実施する計画とします。	
	実施見込箇所数	—	—	1箇所	令和5年度に1箇所で設置する計画とします。	
	実利用見込者数	—	—	30人		
	イ 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込箇所数	1箇所	1箇所	2箇所	令和5年度に2箇所で実施する計画とします。
		実利用見込者数	1,900人	1,900人	2,850人	
	ウ 住宅入居等支援事業	実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	令和3年度から1箇所で実施する計画とします。
実利用見込者数		3人	3人	3人		
④成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	4人	5人	6人	毎年度1人増加する計画とします。	
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施見込箇所数	—	—	1箇所	令和5年度に1箇所で実施する計画とします。	
	実利用見込者数	—	—	1人		
⑥意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(※実利用見込)	実利用見込者数	100人	100人	100人	利用実績や今後の動向等を踏まえた	

	件数)					計画とします。
	手話通訳者設置事業(※ 実設置見込み者数)	実施見込 箇所数	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人	市役所に1人を設置 する計画とします。
⑦日常生活用具給付等事業(※給付等見込件数)						
	介護・訓練支援用具	実利用 見込者数	5人	5人	5人	利用実績を踏まえた 計画とします。
	自立生活支援用具	実利用 見込者数	17人	17人	17人	利用実績を踏まえた 計画とします。
	在宅療養等支援用具	実利用 見込者数	10人	10人	10人	利用実績を踏まえた 計画とします。
	情報・意思疎通支援用具	実利用 見込者数	6人	6人	6人	利用実績を踏まえた 計画とします。
	排泄管理支援用具	実利用 見込者数	844人	844人	1,180人	利用実績や今後の 動向等を踏まえた 計画とします。
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用 見込者数	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人	利用実績を踏まえた 計画とします。
	⑧手話奉仕員養成研修事業 (※養成講習修了見込者数)	実利用 見込者数	18人	12人	18人	「入門編」、「基礎編」 ごとの利用者数を踏 まえた計画とします。
	⑨移動支援事業	実利用 見込者数	50人	50人	55人	利用実績、伸び率を 踏まえた計画としま す。
		延利用見込 時間数	3,500時間	3,500時間	4,000時間	
	⑩地域活動支援センター機能 強化事業	実施見込 箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	利用実績を踏まえた 計画とします。
		実利用 見込者数	110人	110人	110人	

イ 地域生活支援促進事業

事業名		令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	実施に関する考え方
①障害者虐待防止対策支援事業					
市町村障害者虐待防止 センターの体制整備	実施見込 箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	実績を踏まえた計画 とします。
	実利用 見込者数	3人	3人	3人	

ちいき ぎょうせいきかん ふくし 地域の行政機関や福祉、 いりよう しほうとう せんもんきかん 医療、司法等の専門機関、 とうじしゃだんたい びんかんだんたい 当事者団体、民間団体、 じゅうみんどう れんけいきょうりよく 住民等の連携協力 たいせい せいび 体制の整備	じっしほこみ 実施見込 かしよすう 箇所数	かしよ 1箇所	かしよ 1箇所	かしよ 1箇所	じっせき ふ 実績を踏まえた計画 とします。
	じつりよう 実利用 みこみしやう 見込者数	にん 9人	にん 9人	にん 9人	
しちょうそんしょうがいしやぎやくたいぼうし 市町村障害者虐待防止セ ンターや障害者支援施設、 しょうがいふくし じぎょうしよ 障害福祉サービス事業所 の職員等に対する研修	けんしゅうかいさい 研修開催 みこみすう 見込数	かい 1回	かい 1回	かい 1回	じっせき ふ 実績を踏まえた計画 とします。
しょうがいしやぎやくたいぼうし 障害者虐待防止及び けんりようご かん ぶきゅう 権利擁護に関する普及・ けいはつじぎょう 啓発事業	じっしほこみ 実施見込 かしよすう 箇所数	かしよ 1箇所	かしよ 1箇所	かしよ 1箇所	じっせき ふ 実績を踏まえた計画 とします。
はつたつしょうがいしやおよ かせくとうしえんじぎょう ②発達障害児者及び家族等支援事業					
かせく こうじょうしえんじぎょう 家族のスキル向上支援事業					
ペアレントプログラムやペ ARENTプログラム等の しえん 支援プログラム	かいさい 開催 みこすう 見込数	かい 2回	かい 2回	かい 2回	じっせき ふ 実績を踏まえた計画 とします。
	さんか 参加 みこみしやう 見込者数	にん 20人	にん 20人	にん 20人	
ペアレントプログラムやペ ARENTトレーニングの しえん しゅうとく 支援スキルを習得するた めの研修	かいさい 開催 みこすう 見込数	かい 1回	かい 1回	かい 1回	じっせき ふ 実績を踏まえた計画 とします。
	さんか 参加 みこみしやう 見込者数	にん 10人	にん 10人	にん 10人	

5 計画の推進に向けて

(1) 地域ネットワークの構築

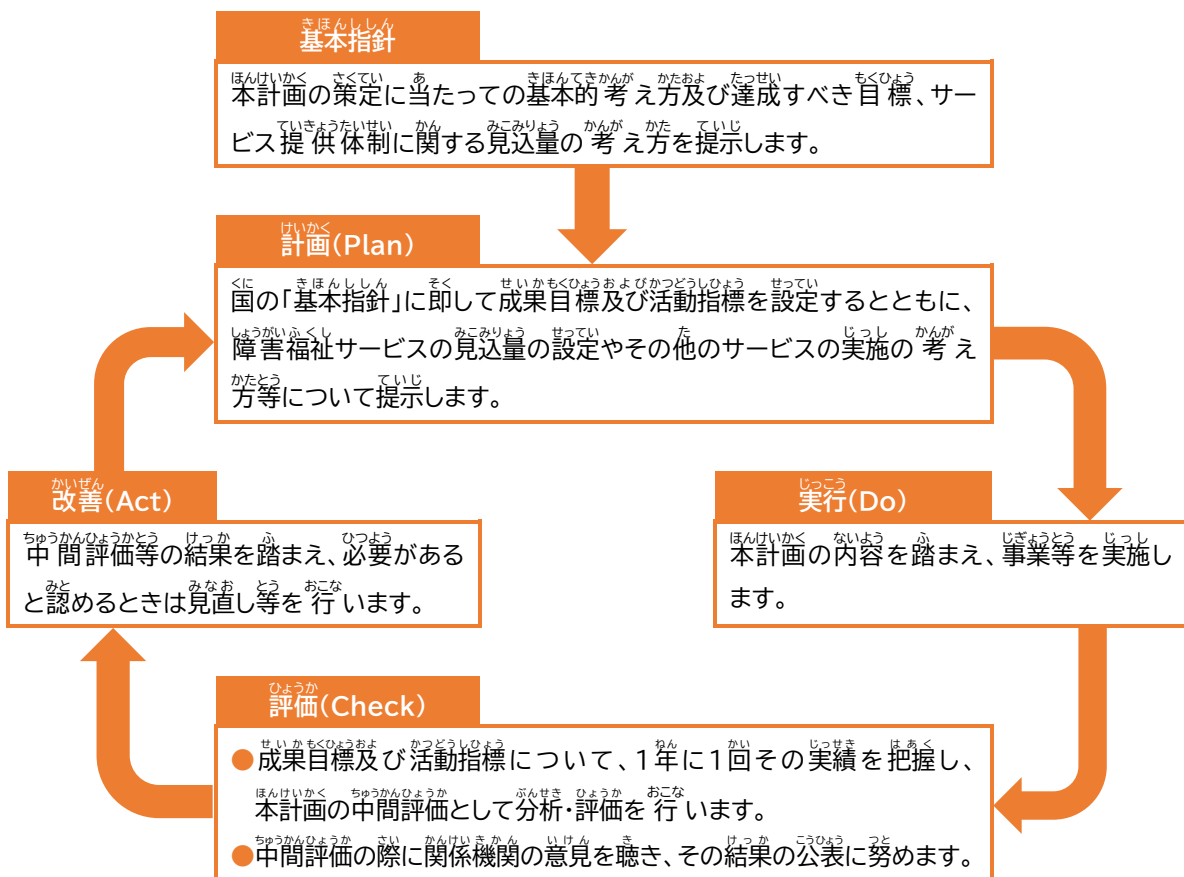
障害者等の地域移行や就労支援等を進めるには、公的サービスに加え、地域で支えることが必要です。そのため、本市の障害者地域自立支援協議会を活用し、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関のネットワークを構築し、関係機関の連携の下、地域における障害者等への支援体制の整備を推進します。

(2) 計画の達成状況の点検及び評価の方法

本計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他必要な措置を講じることとし、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセス(PDCA サイクル)の順に実施します。

本計画の事業の進捗状況、成果目標及びその活動指標について、1年に1回はその実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等を行います。また、中間評価の際には、本市の地域自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

● 本計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



【資料】第6期糸満市障害福祉計画・第2期糸満市障害児福祉計画

計画策定の経緯等

No	ねんがっぴ 年月日	がいよう 概要
1	れいわ ねん がっ にち 令和2年6月9日	第6期糸満市障害福祉計画・第2期糸満市障害児福祉計画の策定作業の開始。
2	れいわ ねん がっ にち 令和2年7月15日	糸満市地域自立支援協議会・相談部会での協議等(成果目標・活動指標に係る意見交換、スケジュール確認等)。
3	れいわ ねん がっ にち 令和2年7月17日	糸満市地域自立支援協議会・子ども・療育部会での協議等(成果目標・活動指標に係る意見交換、スケジュール確認等)。
4	れいわ ねん がっ にち 令和2年7月31日	沖縄県へ第6期糸満市障害福祉計画・第2期糸満市障害児福祉計画の成果目標及び各種障害福祉サービス見込量等報告。
5	れいわ ねん がっ にち 令和2年8月21日	糸満市地域自立支援協議会・仕事部会での協議等(成果目標・活動指標に係る意見交換、スケジュール確認等)。
6	れいわ ねん がっ にち 令和2年9月9日	沖縄県ヒアリング対応。
7	れいわ ねん がっ にち 令和2年9月1日 ～10月9日	第6期糸満市障害福祉計画・第2期糸満市障害児福祉計画の策定に係るアンケート調査の実施。 ●調査の対象:市内在住の障害のある市民 ●調査件数の抽出:施設入所者、地域活動支援センター利用者、相談支援事業所利用者、障害福祉サービス等事業所利用者550人 ●調査方法:入所施設や障害福祉サービス等事業所に直接配布、回収 ●回収状況:配布人数550人、回収人数343人、回収率62.4%
8	れいわ ねん がっ にち 令和2年9月15日	糸満市地域自立支援協議会・居住・地域移行部会での協議等(成果目標・活動指標に係る意見交換、スケジュール確認等)。
9	れいわ ねん がっ にち 令和2年9月16日	糸満市地域自立支援協議会・相談部会での協議等(成果目標・活動指標に係る意見交換、スケジュール確認等)。
10	れいわ ねん がっ にち 令和2年11月16日	糸満市地域自立支援協議会・第1回全体会での協議等(進捗状況の確認、成果目標・活動指標に係る意見交換等)。
11	れいわ ねん がっ にち 令和3年2月19日 ～3月15日	第6期糸満市障害福祉計画・第2期糸満市障害児福祉計画(素案)への意見募集(パブリックコメントの実施)。 ●公表資料の閲覧方法:糸満市ホームページ、社会福祉課窓口 ●意見提出:なし
12	れいわ ねん がっ にち 令和3年3月3日	糸満市地域自立支援協議会・第2回全体会での協議等(進捗状況の確認、成果目標・活動指標に係る意見交換等)。
13	れいわ ねん がっ にち 令和3年3月31日	第6期糸満市障害福祉計画・第2期糸満市障害児福祉計画の策定、公表。

だい 6 き いとまんししょうがいふくしけいかく
第6期糸満市障害福祉計画

だい 2 き いとまんししょうがいふくしけいかく
第2期糸満市障害児福祉計画

れい わ ねん がつ
ー令和3年3月ー

はっこう おきなわけんいとまんし
発行：沖縄県糸満市

〒901-0392 おきなわけんいとまんしおぎちやういつちやうめいちばんち
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

TEL(098)840-8122 FAX(098)840-8157

へんしゅう ふくし ぶ しゃかいふくしか しょうがいふくしがかり
編集：福祉部 社会福祉課(障害福祉係)